

I C T利用による教育改善研究発表に関する選考及び表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、大学の教育改善にI C Tを利用する優れた教育指導の研究成果を選考及び表彰するために必要な事項を定めるものとする。

(選考の対象)

第2条 本協会が公募する次の各号に定める要件をすべて備えた研究発表とする。

- (1) 大学、短期大学の教員が主体の研究発表であること。
- (2) 個人・グループの取り組み、または学部・学科などの組織的取り組みであること。
- (3) 学部、学科の教育目的・目標の達成に寄与しているものであること。
- (4) I C Tの利用により教育改善が認められるものであること。

(授賞選考の方法)

第3条 研究発表の選考は、書類選考、1次選考、2次選考とする。

- 2 書類選考は、I C T利用教育改善発表会運営委員会（以下、「運営委員会」という。）において、本協会所定の発表申込書について第2条に規定する要件への適合性を確認することにより、1次選考の対象となる研究発表の確定を行う。
- 3 1次選考は、授賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）において、選考委員が分担して発表内容および発表会論文を精査し、第6条に規定する選考の基準に基づき、2次選考の対象となる研究発表を第5条第2項による議決により行う。
- 4 2次選考は、選考委員会において、1次選考の発表を収録したビデオ及び発表会論文を精査し、第8条に規定する授賞の基準に基づき、第5条第3項による議決により行う。

(授賞選考委員会)

第4条 選考委員会は、第3条第3項及び第4項の選考を行うものとする。

- 2 選考委員会は、選考委員長1名及び選考委員10名程度で構成するものとする。なお、必要に応じて専門家の意見を聞くことができるものとする。
- 3 委員の選任は、運営委員会が行うものとする。
- 4 選考委員会の公正性を担保するため、本事業の業務を執行する理事1名が選考委員会に立ち会うものとする。

(選考の議決)

第5条 選考委員会の定足数は、全選考委員の3分の2以上とする。

- 2 第3条第3項の議決は、当日出席の選考委員の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 第3条第4項の議決は、当日出席の選考委員の全会一致による賛成を原則とする。
- 4 選考委員の所属大学関係者が選考の対象となる場合には、選考委員は当該者の選考には一切関与できないものとし、議決においては選考委員数に加えないものとする。

(選考の基準)

第6条 研究発表の選考基準は、次の各号によるものとする。

- (1) 教育上の問題解決を図るために、ICTを利用した教育改善の目的・目標が明確に示されていること。
- (2) ICTを利用した教育改善の内容と方法が明確に示されていること。
- (3) 客観的な評価方法により、教育改善の効果が明確に示されていること。

(授賞の種類)

第7条 授賞の種類は、文部科学大臣賞（最優秀賞）、私立大学情報教育協会賞（優秀賞）、奨励賞とする。

(授賞の基準)

第8条 第7条に規定する授賞の基準は、次の各項の各号を満たしているものとする。

2 文部科学大臣賞（最優秀賞）

- (1) 教育改善の目的・目標が顕著に達成されているものであること。
- (2) ICTを利用した教育改善の内容と方法が画期的であること。
- (3) 他の教育分野での応用・展開が十分期待できるものであること。
- (4) 日本の高等教育の向上に資することが極めて期待できるものであること。

3 私立大学情報教育協会賞（優秀賞）

- (1) 教育改善の目的・目標が達成されているものであること。
- (2) ICTを利用した教育改善の内容と方法に新規性があること。
- (3) 他の教育分野での応用・展開が期待できるものであること。

4 奨励賞

- (1) 教育改善の目的・目標が達成されているものであること。
- (2) 今後のさらなる発展・展開が期待できること。

(授賞の制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、授賞を制限するものとする。

- (1) 同一の発表者による複数の研究発表が授賞対象となる場合。
- (2) 同一の研究発表が本協会以外の機関で既に行われている場合。
- (3) 過去に本協会が授賞した研究発表で、授賞時の研究から発展が認められない場合。

(選考の組織及び経過の非公開)

第10条 選考委員会の構成は、選考の厳正を保つため、当該年度内は非公開とする。

2 授賞に至るまでの個々の経過は非公開とする。

(表彰)

第11条 表彰は、本協会の総会において行うものとする。

2 受賞者には、次の各号に示す表彰状または表彰楯及び副賞を授与する。

- (1) 文部科学大臣賞（最優秀賞） 表彰状 副賞50万円
- (2) 私立大学情報教育協会賞（優秀賞） 表彰楯 副賞10万円
- (3) 奨励賞 表彰楯 副賞3万円

3 表彰に伴う経費は、受賞者は一切負わないものとする。

(授賞結果の公表)

第12条 受賞者、授賞内容、授賞理由を表彰時及び本協会のホームページにて公表するものとする。

(変更)

第13条 この規程の変更は、運営委員会で発議し、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成22年11月16日から施行する。
2. 規程の改正は、平成25年3月16日から施行する。
3. 規程の改正は、平成27年8月7日から施行する。
4. 規程の改正は、平成28年8月9日から施行する。